

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国公立高等学校等に在学する全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の保護者等に大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「高等学校等」とは、次の各号のいずれかを満たすものをいう。

- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置するもの
- 二 高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するもので、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程のもの

2 この要綱において、「高校生等」とは、次の各号のいずれかを満たすものをいう。

- 一 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（同項に規定する支援対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者のうち、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した者で、基準日に高等学校等に在学する者（基準日に休学している者のうち、当該年度の3月1日までに復学していない者を除く。）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に該当する者のうち、家計急変世帯への支援の対象となる者をいう。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の者を除く。）が措置されている者を除く。
- 二 高等学校等専攻科に在学する者（基準日に休学している者のうち、当該年度の3月1日までに復学していない者を除く。）のうち、日本国内に住所を有し、高等学校等専攻科を修了しておらず、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては当該修業年限）を超えない者をいう。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の者を除く。）が措置されている者を除く。

3 この要綱において、「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

4 この要綱において、「学校徴収金」とは、高校生等が在籍する高等学校等が高校生等から徴収する授業料以外の経費をいう。

5 この要綱において、「基準日」とは、毎年7月1日をいう。ただし、新入生に対し、4月から6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を実施する場合においては、毎年4月1日をいう。また、家計急変支援においては、7月1日までに家計が急変した場合は毎年7月1日、7月2日以降に家計が急変した場合は家計が急変した月の翌月（月の1日の場合は、家計が急変した

月)の1日をいう。

(支給の対象)

第3条 大阪府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、別表に定める高校生等区分に該当する高校生等を扶養する保護者等に対し、予算の定めるところにより、授業料以外の教育に必要な経費として別表に定める金額を支給する。

また、入学時に必要な支援を受ける新入生に対して行う4～6月分相当額の前倒し給付においては、別表第一項から第四項に定める高校生等区分に該当する高校生等を扶養する保護者等に対し、4～6月分相当額として、別表に定める金額に四分の一を乗じた額を支給する。また、7月から翌年3月分に相当する額は、別表に定める高校生等区分に該当する高校生等を扶養する保護者等に対し、別表第一項から第四項に定める金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付する。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額(年額)を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。また、7月から翌年3月分に相当する額について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税でないことを理由に奨学給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変した場合、家計が急変した月の翌月の1日現在の状況に基づく給付額から4～6月分相当額を差し引かないが、別表に定める単価を超えて給付しない。

2 前項において、支給対象となる保護者等は、基準日において大阪府内に住所を有していることを必要とする。ただし、海外赴任等の理由で保護者等の一方の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できない場合は支給対象としない。

(支給の回数)

第4条 奨学給付金の支給は、高校生等ひとりにつき、毎年度1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に在学する高校生等については通算4回、高等学校等専攻科に在学する高校生等は通算2回、ただし高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。なお、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象となる者としての支給は、この回数に加えて1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで)を上限とする。

(奨学給付金の受給の申請)

第5条 奨学給付金の支給を受けようとする保護者等は、奨学のための給付金受給申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、年度ごとに、高校生等が在籍する高等学校等を通じて教育長にその定める期日までに提出しなければならない。

一 別表第一項に該当する場合は、生活保護受給証明書(生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われていることが確認できるもの)

二 別表第二項及び第三項に該当する場合は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることを確認できる通知書又は証明書。ただし、新入生に対する4～6月分相当額の前倒し給付においては、前年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることを確認できる通知書又は証明書

三 別表第四項に該当する場合は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が確認できる通知書又は証明書。ただし、別表第四項ロに該当する場合は、これに加えて保護者等全員の扶養する子が確認できる書類(課税証明書等及び扶養親族申告書)

四 別表第五項に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類

五 奨学給付金支給のための振込口座の通帳等の写し

六 別表第六項に該当する場合は、被災したことを証明する書類(罹災証明書等)、再度、制服の購入

が必要であることを証明する書類（高校生等が在学する高等学校等による証明書等）

七 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

- 2 第2条第2項中、基準日に休学している者のうち、当該年度の3月1日までに復学した者について、前項に規定する「その定める期日」とあるのは、「復学した日の翌日から起算して15日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日」に読み替えるものとする。

（奨学給付金の支給又は不支給の決定及び通知）

第6条 教育長は、奨学給付金の受給の申請があった場合は、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、奨学給付金を支給すべきものと認めたときは、その内容及びこれに付した条件を、支給すべきものと認めなかったときは、その内容及び理由を、保護者等に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 保護者等は、次に掲げる事項を変更したときは、奨学のための給付金申請事項変更届（様式第2号）に関係書類を添え、高校生等が在籍する高等学校等を通じて教育長に届け出なければならない。

- 一 住所又は名前に関する事項
- 二 保護者等の所得に関する事項
- 三 奨学給付金の受給の方法に関する事項

（奨学給付金の支給の条件）

第8条 奨学給付金の支給の決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

- 一 保護者等は、奨学給付金に関しての調査又は報告を教育長から求められたときは、これに従わなければならない。
- 二 教育長は、奨学給付金の支給にあたり、学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、当該給付金のうち、未納又は未収金の額を学校徴収金の全部又は一部に充当するものとする。
- 三 奨学給付金の支給にあたり、併給調整が必要な他の奨学金等がある場合、教育長は、当該奨学金の給付事業者（大阪府内の市町村に限る。）からの求めに対し、必要に応じて奨学給付金の支給状況（支給予定を含む。）等を提供することができる。

（支給決定の取消等）

第9条 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第6条に規定する支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 保護者等が、法令、本要綱、奨学給付金の支給の決定の内容及びこれに付した条件又は法令等に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 保護者等が、奨学給付金の受給に関して虚偽の申告その他不正な行為を行った場合
 - 三 支給の決定後生じた事情の変更等により、奨学給付金の全部又は一部がなくなった場合
- 2 教育長は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、保護者等に対し、支給した奨学給付金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 教育長は、第1項第1号及び第2号の事由に該当することを理由として支給の決定を取り消し又は変更し、第2項の規定による奨学給付金の返還を命ずる場合には、保護者等に対し、当該命令に係る奨学給付金を保護者等が受領した日から、当該命令により返還すべき奨学給付金を保護者等が納付す

るまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 前項の規定に基づく加算金の納付については、第3項及び第4項の規定を準用する。

7 教育長は、第4項から第6項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

(不支給決定の取消)

第10条 教育長は、不支給決定をした場合において、その後に新たに判明した事実により別表に定める高校生等区分に該当することを知ったときは、既に行った不支給決定を取消し、新たに支給決定を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表（第3条関係）

項	高校生等区分（基準日現在）	課程区分	支給年額	
一	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯の高校生等	全日制 定時制 通信制	32,300円	
二	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等 （第一項の場合を除く。）	全日制 定時制	143,700円	
		通信制	50,500円	
三	保護者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている高校生等	専攻科	50,500円	
四	イ 保護者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯に扶養されている高校生等 （第三項の場合を除く。）	専攻科	10,100円	
	ロ 保護者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている高校生等 （第三項及び第四項イの場合を除く。）			
五	家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯の高校生等 ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯の高校生等は除く。	全日制 定時制 通信制 専攻科	新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合	一 7月1日までに家計が急変した場合 第二項から第四項に定める単価 二 7月2日以降に家計が急変した場合 第二項から第四項に定める単価について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額

			新入生に対する前倒し給付を行う場合 一 4月1日までに家計が急変した場合 第二項から第四項に定める単価に四分の一を乗じた額及び7月から翌年3月分に相当する額として算出した額 二 4月2日以降7月までに家計が急変した場合 第二項から第四項に定める単価 三 7月以降に家計が急変した場合 第二項から第四項に定める単価について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額
六	第一項から第五項に該当する高校生等のうち、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である高校生等	全日制 定時制 通信制 専攻科	支給年額に64,800円を加算する。

※通信制とは、高等学校・中等教育学校の後期課程の通信制課程をいう。

※国及び地方公共団体が設置する高等専門学校については全日制課程の支給年額とする。